法学類会議申合せ(教務関係)第4号 2014年3月5日 第67回法学類会議 教育体制等検討委員会提案 2015年2月10日 第77回法学類会議 教育体制等検討委員会改正提案

海外での語学研修による「海外語学研修」の単位認定に関する申合せ

- 1 この申合せは、海外の大学での語学研修(本学の授業科目として提供されているものを除く。)による「海外語学研修」の単位認定に係る手続等について、必要な事項を定める。
- 2 「海外語学研修」の単位認定を希望する学生(以下、「学生」という。)は、研修予定時期の1ヵ月前までに、法・経済学務係に、以下の書類を提出の上、法学類教務委員会が指名する教員(以下、「担当教員」という。)の面接指導を受けるものとする。
 - ①研修プログラムの写し1通
 - ②当該外国語による計画書(A4 判用紙 100 語程度)
- 3 学生は、研修終了後 1 カ月以内に、担当教員に、以下の書類を提出の上、その面接を 受けるものとする。
 - ①受講証明書又は終了証明書の写し1通
 - ②当該外国語による報告書(A4 判用紙 300~400 語程度)
- 4 学生は、3の面接終了後、遅滞なく、以下の書類を法・経済学務係に提出するものとする。
 - ①所定の様式による単位認定願
 - ②担当教員の所見を記載した書面
- 5 担当教員は、研修の期間、内容を考慮して、2単位または4単位を認定する。

附則

- 1 この申合せは、平成26年4月1日から施行し、平成25年度入学者から適用する。
- 2 この申合せは公開する。

附則

1 この申合せは、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度以前の入学者にも遡って適 用する。